

熊農共（家）第337号

令和2年1月1日から共済掛金期間が始まる家畜共済の共済関係に適用する家畜共済危険段階掛金率について、農林水産省より令和元年12月23日付け農林水産省告示第1699号で家畜共済掛金標準率が告示されたため、令和元年11月29日臨時総代会で承認された危険指数に基づき、次のように設定しましたので公表いたします。

令和元年12月27日

熊本県農業共済組合

組合長理事 池田 裕之



(「次のよう」は省略し、その関係書類を熊本県農業共済組合本所及び各支所に備え置いて縦覧に供します)